中古車の価格は、10月1日から「支払総額」に変わります

一般社団法人自動車公正取引協議会

なぜ「支払総額」の表示が必要なのか？

●広告に安価な「車両価格」を表示して集客し、商談時に高額な「保証」や「整備」等の購入を強要する「不当な価格表示」及び「不適切な販売行為」や、「納車準備費用」等の「不適切な諸費用」の請求が行われるなど、中古車販売の現状の問題点を解決するための対応です。

●公取協が実施したアンケート調査※では、消費者の９割が「支払総額」の表示を支持しています。（※２０２１年３月実施、10代～７０代の男女 1,174 人対象）

改正規約・規則のポイント

ポイント①　中古車の販売価格は「支払総額」を表示

「支払総額」の表示とは

1）「車両価格」に「諸費用」を加えた価格を「支払総額」の名称を用いて表示

2）「支払総額」の内訳として、「車両価格」及び「諸費用の額」を表示

3）「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている」旨を表示

4）「当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である」旨を表示

●車両価格とは・・・

▶店頭で車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済の装備（ナビ、オーディオ、カスタムパーツ）等を含む価格をいう

▶中古車の価格・品質に重要な影響を及ぼす「定期点検整備」及び「保証」を付帯して販売する場合、その費用は「車両価格」に含めて表示

●諸費用とは・・・

▶保険料、税金（法定費用含む。）、登録等に伴う費用（新規又は移転登録を行う場合の「検査登録手続代行費用」及び「車庫証明手続代行費用」）をいう

展示車や広告の表示のポイント

①販売価格は、「支払総額」の名称を用いて表示
②内訳として、「車両価格」と「諸費用」を表示
③「車両価格」には、展示時点で装着済の装備品を含めて表示
④「定期点検整備」、「保証」の費用（実施の場合）は、「車両価格」に含めて表示
⑤「諸費用」は、保険料や税金の他、登録（検査）手続及び車庫証明手続代行費用を含めて表示

展示車のプライスボードの表示例

■初年度登録（検査）年月　2018 (H30) 年7月
■車名及び主な仕様区分　スカーレット　1.3X　1300CC　CVT

支払総額 99.8 万円
車両価格 90.0万円
諸費用 9.8万円

★XX月現在、県内登録、店頭納車の場合の価格です。　★リサイクル料金　預託済み。
★お客様の要望に基づくオプション等の費用は、含まれていません。
★支払総額には、保険料、税金（法定費用含む。）、リサイクル預託金相当額、登録等に伴う費用（検査・登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用）等、購入の際に必要な全て費用が含まれています。

■定期点検整備付き　★24ヶ月点検整備 ★記録簿が交付されます。
定期点検整備費用を車両価格に含みます。
■保証付き　1年間走行無制限 コンフォート保証
★保証内容については保証書をご確認ください

■走行距離数 59千 km
■修復歴 なし
■使用歴 自家用
■車検証有効期限 検なし
■前使用者の点検整備記録簿 なし

ナビ付

一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店　公取協会員番号 0123456789　コートリモータース

ウェブサイトだけでなく、展示車のプライスボードも「支払総額」を明瞭に表示し、内訳として「車両価格」と「諸費用」を表示します。

「諸費用０円」等、「諸費用」を含まない「支払総額」を表示することはできません。

広告（ウェブサイト）の表示例

スカーレット1.5M

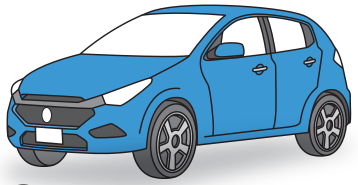

支払総額 104万円
（車両価格96.4万円　諸費用7.6万円）

■保証付（部分保証1年間走行無制限）　■定期点検整備付
■初度登録2019年　■検2024年12月　■ブルー
■3.1万㎞　■修復歴なし　■車台番号512

※支払総額には、保険料、税金（法定費用含む。）、登録等に伴う費用（検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用）、リサイクル預託金相当額等、購入の際に必要なすべての費用が含まれております。
※支払総額は、7月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

消費者の商品選択に大きな影響を及ぼす、
▶「定期点検整備実施」の有無
▶「保証」の有無
▶「保証付」の場合の「保証内容」や「保証期間・走行距離数」は、「支払総額」の近接した箇所等に**明瞭に表示**します。

本件に関するお問合せは自動車公取協へ

一般社団法人 自動車公正取引協議会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F
TEL 03-5511-2111 (代表)　FAX 03-5511-2112　URL https://www.aftc.or.jp

ポイント② 「定期点検整備実施の有無」の表示は「定期点検整備付き」又は「定期点検整備なし」と明瞭に表示

1）「定期点検整備」を実施する（かつ、整備費用が「車両価格」に含まれている）場合は、「定期点検整備付き」と表示

> **■定期点検整備付き** ★24ヶ月点検整備 ★記録簿が交付されます。
> 定期点検整備費用を車両価格に含みます。

2）定期点検整備を実施しないで販売する場合は、「定期点検整備なし」と表示（要整備箇所がある場合は、その旨を表示）

> **■定期点検整備なし** ★車両状態を表示した書面で部位・状態を確認してください。
> 要整備箇所があります。

ポイント③ 「保証の有無」 の表示は「保証付き」又は「保証なし」と明瞭に表示

1）「保証」を付ける（かつ、保証費用が「車両価格」に含まれている)場合は、「保証付き」と表示
「保証付き」の場合は、「保証内容」及び「保証期間・走行距離数」を明瞭に表示

> **■保証付き** 1年間走行無制限 コンフォート保証
> ★保証内容については保証書をご確認ください

※ 購入者には、必ず「保証書」を交付してください

2）「保証」を付けないで販売する場合は、「保証なし」と表示

> **■保証なし**

ポイント④ 「不当な価格表示」の厳罰化

■以下のような場合は、表示された価格で購入することができない「不当な価格表示」となります。
①表示した「支払総額」で販売しない（保証や整備費用等を別途請求した）場合
②「納車準備費用」等、本来「車両価格」に含まれるべき中古車を商品化するための費用を、「車両価格」に含めず別途請求した場合　　等

■規約改正に伴い、「不当な価格表示」に関する規約違反措置基準が見直され、走行距離や修復歴の不当表示と同様、初回から「厳重警告」、悪質なものは併せて「事業者名の公表」や「違約金」を課すことができるなど、厳罰化されました。

「支払総額」に含まれる「諸費用」とは?

● 「支払総額」に含まれる「諸費用」は、「①保険料」、「②税金」、「③登録等に伴う費用（登録等手続代行費用)」です。
※「支払総額」の内容は、同一の水準であることが必要です。したがって、「諸費用①～③」を含まない「支払総額」を表示することはできません。
※「諸費用」を含まない「支払総額」を表示した場合、表示された価格で購入することができない「不当な価格表示」（規約違反）に該当します。

1 「支払総額」に含まれる「諸費用」

保険料	自賠責保険（未経過相当額含む）
税　金（法定費用）	自動車重量税、自動車税種別割（未経過相当額を含む）、自動車税環境性能割、法定費用、リサイクル預託金相当額
登録等に伴う費用	検査登録手続代行費用 車庫証明手続代行費用 ＊購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する場合に発生する費用

2 「支払総額」に含まれない「諸費用」
● 「諸費用」としては適切だが、ユーザーにより要否が異なるもの

保険料	任意保険料
法定費用	希望ナンバー申請費用、リサイクル料金（未預託、追加時）
登録等に伴う費用	下取車諸手続代行費用、下取車査定料、管轄外登録（届出）費用、納車費用

3 「諸費用」として「不適切な費用」(「車両価格」に含まれるべきもの)
●中古車商品化のための費用は、「諸費用」として請求できません

▶「納車準備費用」や「通常仕上費用」等､名称の如何を問わず､納車前の「洗車」､「クリーニング」､「ワックスがけ」等の費用
▶「納車点検費用」や「納車整備費用」等、名称の如何を問わず、販売店が必ず実施する、納車前の「点検」や「オイル、バッテリー交換」等の軽整備の費用等
▶ 保証や定期点検整備の実施が販売の条件である場合のその費用
▶ その他、「土日祝納車費用」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」、「広告掲載料」等
※「車両価格」に含まれるべき中古車の商品化のための費用（「納車準備費用」等）を、「諸費用」として別途請求した場合、「表示された価格で購入できない不当な価格表示」として、重大な規約違反となります。